

「大阪市新婚世帯向け家賃補助制度等にかかる補助申請確認等業務委託
(長期継続)仕様書」にかかる正誤表

訂正箇所	訂正前	訂正後
P10 7(2)⑥	⑥ 受注者は、公権力の行使にあたる業務が発生した場合には、速やかに取次連絡票により統括責任者から本市へ引継ぎ、円滑な連携を図ること。	⑥ 受注者は、公権力の行使にあたる業務が発生した場合には、速やかに取次連絡票により 業務 責任者から本市へ引継ぎ、円滑な連携を図ること。
P10 7(2)⑦	⑦ 応対者からの苦情やトラブルが発生した場合は、受注者の責任において統括責任者が解決を図ること。それでも、解決が困難な場合は、本市との連携を図り、解決に向け取り組み、対象事案について報告すること。	⑦ 応対者からの苦情やトラブルが発生した場合は、受注者の責任において 業務 責任者が解決を図ること。それでも、解決が困難な場合は、本市との連携を図り、解決に向け取り組み、対象事案について報告すること。
P18 10(1)	(1)統括責任者の配置 受注者は業務の実施にあたり、統括責任者1名を定め、本市が提供する事務室に常駐させ、作業に従事する業務要員を指揮監督させるものとする。 なお、統括責任者が休暇等で不在になる場合は…	(1) 業務 責任者の配置 受注者は業務の実施にあたり、 業務 責任者1名を定め、本市が提供する事務室に常駐させ、作業に従事する業務要員を指揮監督させるものとする。 なお、 業務 責任者が休暇等で不在になる場合は…
P18 10(2)	(2)業務要員等の配置 受注者は、業務履行時間内は、最低必要人員を確保すること。なお、業務に必要な人員は下記の表のとおりとする。業務要員が(1)に示す統括責任者の代理者となる場合は他に業務要員を補充すること(業務要員は統括責任者を兼務することはできない)。	(2)業務要員等の配置 受注者は、業務履行時間内は、最低必要人員を確保すること。なお、業務に必要な人員は下記の表のとおりとする。業務要員が(1)に示す 業務 責任者の代理者となる場合は他に業務要員を補充すること(業務要員は 業務 責任者を兼務することはできない)。
P18 10(2)の表	統括責任者(2箇所)	業務 責任者(2箇所)
P21 10(5)	(5)連絡要員の配置について 各業務の遂行にあたっては、本市と受注者との間に大型封筒(A3サイズ)1通程度の分量の搬送業務が毎日発生することから、営業日において連絡要員を1名以上配置すること。連絡要員は、統括責任者その他の業務要員が兼務することができる。	(5)連絡要員の配置について 各業務の遂行にあたっては、本市と受注者との間に大型封筒(A3サイズ)1通程度の分量の搬送業務が毎日発生することから、営業日において連絡要員を2名以上配置すること。連絡要員は、 業務 責任者その他の業務要員が兼務することができる。
P21 11(2)	(2)受注者は、業務開始日から委託業務をただちに開始できるように、契約締結後、業務開始日までに統括責任者及び業務要員に対し、本業務遂行に必要な市民接客マナー及び関係する法令等についての適切な研修を実施するなど必要な事前準備を行うこと。なお、契約締結後速やかに、上記研修内容を本市に報告すること。	(3)受注者は、業務開始日から委託業務をただちに開始できるように、契約締結後、業務開始日までに 業務 責任者及び業務要員に対し、本業務遂行に必要な市民接客マナー及び関係する法令等についての適切な研修を実施するなど必要な事前準備を行うこと。なお、契約締結後速やかに、上記研修内容を本市に報告すること。

訂正箇所	訂正前	訂正後
P22 12(2)	(2)統括責任者 統括責任者は、受注者と直接雇用関係にある者のうち、その勤続期間が1年以上の者で、本市との調整窓口として本契約に関するすべての対応を行うことができ、業務要員に対する労働安全衛生法そのほかの関係法令の定めに従い指揮命令権を持ち労務管理が行える者とする。	(2)業務責任者 業務責任者は、受注者と直接雇用関係にある者のうち、その勤続期間が1年以上の者で、本市との調整窓口として本契約に関するすべての対応を行うことができ、業務要員に対する労働安全衛生法そのほかの関係法令の定めに従い指揮命令権を持ち労務管理が行える者とする。
P23 12(3)	(3)業務要員 …なお、統括責任者又は業務要員のうち1名は、優良賃貸住宅変更手続きにおいて、建築図面により、面積や設備の設置状況が分かる者とする(建築士の資格の有無は問わない)。	(3)業務要員 …なお、業務責任者又は業務要員のうち1名は、優良賃貸住宅変更手続きにおいて、建築図面により、面積や設備の設置状況が分かる者とする(建築士の資格の有無は問わない)。
P23 13	本委託業務の運営が円滑かつ効率的なものとなるように、受注者、統括責任者は以下の項目に留意し、業務を実施すること。なお、実施にあたっては、受注者は本市と十分に協議を行うこと。	本委託業務の運営が円滑かつ効率的なものとなるように、受注者、業務責任者は以下の項目に留意し、業務を実施すること。なお、実施にあたっては、受注者は本市と十分に協議を行うこと。
P26 20	受注者は労働関係の法令を遵守し、統括責任者及び業務要員の健康管理・労働安全衛生に努めること。	受注者は労働関係の法令を遵守し、業務責任者及び業務要員の健康管理・労働安全衛生に努めること。
P29 9	9.「電算処理業者」とは、本市が業務委託している本市が業務委託している電算処理業者のことをいう。	9.「電算処理業者」とは、本市が業務委託している電算処理業者のことをいう。
【大阪市新婚世帯向け家賃補助制度】 P30 アの8	8. …※引渡し日は「13管理業務の実施にあたっての留意点等」の⑥に記載する定例的な打ち合わせの場で決定することとする。以下同じ。	8. …※引渡し日は「13管理業務の実施にあたっての留意点等」の⑦に記載する定例的な打ち合わせの場で決定することとする。以下同じ。
【大阪市新婚世帯向け家賃補助制度】 P32 イの11	11. 受注者は、不備のない申込書類は、記載内容のデータ入力のため保管し、本市が業務委託している本市が業務委託している電算処理業者が用意したデリバリー便が来所したときに引き渡すこと。	11. 受注者は、不備のない申込書類は、記載内容のデータ入力のため保管し、本市が業務委託している電算処理業者が用意したデリバリー便が来所したときに引き渡すこと。
【大阪市新婚世帯向け家賃補助制度】 P32 イの15	15. 交付決定の意思決定は、月単位で本市が業務委託している本市が業務委託している電算処理業者が作成したリストに基づき本市が行い、受注者は本市の指示に基づいて各更新申込者に新婚世帯家賃補助金交付決定更新通知書(様式7)を郵送する。	15. 交付決定の意思決定は、月単位で本市が業務委託している電算処理業者が作成したリストに基づき本市が行い、受注者は本市の指示に基づいて各更新申込者に新婚世帯家賃補助金交付決定更新通知書(様式7)を郵送する。
【大阪市新婚世帯向け家賃補助制度】 P34 オの4	4. 受注者は、当年度の補助金受給者に、本市が業務委託している本市が業務委託している電算処理業者が納品したリストに基づき、毎年一定の時期(毎年、概ね7月、11月、3月頃を目安とする)に案内文書を同封した新婚世帯家賃補助金請求書(様式8)を含む請求手続関係書類の封入・封緘を行い各受給者に郵送する。	4. 受注者は、当年度の補助金受給者に、本市が業務委託している電算処理業者が納品したリストに基づき、毎年一定の時期(毎年、概ね7月、11月、3月頃を目安とする)に案内文書を同封した新婚世帯家賃補助金請求書(様式8)を含む請求手続関係書類の封入・封緘を行い各受給者に郵送する。

訂正箇所	訂正前	訂正後
【大阪市新婚世帯向け家賃補助制度】 P35 オの15	15. 受注者は、不備のない新婚世帯家賃補助金請求書(様式8)類は、記載内容のデータ入力のため保管し、 <u>本市が業務委託している</u> 本市が業務委託している電算処理業者が用意したデリバリー便が来所したときに引き渡すこと。	15. 受注者は、不備のない新婚世帯家賃補助金請求書(様式8)類は、記載内容のデータ入力のため保管し、本市が業務委託している電算処理業者が用意したデリバリー便が来所したときに引き渡すこと。
【大阪市新婚世帯向け家賃補助制度】 P35 オの16	16. 補助金の振込処理は、 <u>本市が業務委託している</u> 本市が業務委託している電算処理業者が作成した電子媒体により、原則として本市が一括処理で行うが、業務マニュアルに記載する一括処理で対応できない受給者については、受注者が振込に必要な書類(新婚世帯家賃補助金請求書(様式8)、口座振替申出書、新婚世帯家賃支払確認書(様式9)等)を本人から徴収し、それに基づいて本市が個別に行うものとする。	16. 補助金の振込処理は、本市が業務委託している電算処理業者が作成した電子媒体により、原則として本市が一括処理で行うが、業務マニュアルに記載する一括処理で対応できない受給者については、受注者が振込に必要な書類(新婚世帯家賃補助金請求書(様式8)、口座振替申出書、新婚世帯家賃支払確認書(様式9)等)を本人から徴収し、それに基づいて本市が個別に行うものとする。
【大阪市新婚世帯向け家賃補助制度】 P37 コの1	1. 受注者は、提出があった申込書、新婚世帯家賃補助金請求書(様式8)等は、記載内容のデータ入力のため保管し、 <u>本市が業務委託している</u> 本市が業務委託している電算処理業者が用意したデリバリー便が来所したときに引き渡すこと。	1. 受注者は、提出があった申込書、新婚世帯家賃補助金請求書(様式8)等は、記載内容のデータ入力のため保管し、本市が業務委託している電算処理業者が用意したデリバリー便が来所したときに引き渡すこと。
【大阪市新婚世帯向け家賃補助制度】 P37 コの3	3. 受注者は、日々の入力業務の中でシステム上の不都合や疑義等が生じた場合、必要に応じて <u>本市が業務委託している</u> 本市が業務委託している電算処理業者と協議を行い、円滑な業務運営に努めること。	3. 受注者は、日々の入力業務の中でシステム上の不都合や疑義等が生じた場合、必要に応じて本市が業務委託している電算処理業者と協議を行い、円滑な業務運営に努めること。
【大阪市新婚世帯向け家賃補助制度】 P37 コの4	4. 受注者は、毎月の定例的な打ち合わせ等で決定したスケジュールにずれが生じたときは、データ入力や帳票出力を行っている <u>本市が業務委託している</u> 本市が業務委託している電算処理業者とスケジュールの調整を行い、円滑な業務運営に努めるとともに、本市に報告すること。	4. 受注者は、毎月の定例的な打ち合わせ等で決定したスケジュールにずれが生じたときは、データ入力や帳票出力を行っている本市が業務委託している電算処理業者とスケジュールの調整を行い、円滑な業務運営に努めるとともに、本市に報告すること。
【大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度】 P39 アの12	12. 受注者は、不備のない申込書類について、事務所に <u>本市が業務委託している</u> 本市が業務委託している電算処理業者が設置した端末から記載された情報のデータ入力を行うこと。	12. 受注者は、不備のない申込書類について、事務所に本市が業務委託している電算処理業者が設置した端末から記載された情報のデータ入力を行うこと。
【大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度】 P39 アの16	16. 審査が完了した申込者について、登録通知書(様式3又は併用様式3-2)を送付するかどうかの意思決定は、月単位で受注者が作成した報告書と <u>本市が業務委託している</u> 本市が業務委託している電算処理業者が作成したリストに基づいて本市が毎月行い、受注者は本市の指示に基づいて、各申込者に登録通知書(様式3又は併用様式3-2)を郵送すること。	16. 審査が完了した申込者について、登録通知書(様式3又は併用様式3-2)を送付するかどうかの意思決定は、月単位で受注者が作成した報告書と本市が業務委託している電算処理業者が作成したリストに基づいて本市が毎月行い、受注者は本市の指示に基づいて、各申込者に登録通知書(様式3又は併用様式3-2)を郵送すること。
関係法令集目次 P77	・大阪市新婚世帯向け家賃補助制度実施要綱 P1～P26	・大阪市新婚世帯向け家賃補助制度実施要綱 P1～P26 (平成24年10月改正予定)